

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成26年6月26日

提出者

15番 小美濃 安 弘

9番 高 野 恒一郎

2番 蔵 野 恵美子

4番 小 野 正 二

18番 山 本 ひとみ

25番 し ば みのる

武蔵野市議会議長 与 座 武 殿

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国におけるウイルス性肝炎患者は 350 万人以上とされるほど蔓延し、B型肝炎及びC型肝炎に係るウイルスへの感染について、国の責めに帰すべき事由によるものであることは、肝炎対策基本法でも確認されており、国の法的責任は明確になっている。

しかしながら、現行のウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の対象は、インターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療など一定の抗ウイルス療法に限定されているため、医療費助成の対象外となっている患者が相当数に上る。そのため、より重篤な病態に陥り、就業や生活に支障を来している。

また、肝硬変患者に対する生活支援の制度である、身体障害者福祉法上の肝疾患の障害認定制度（身体障害者手帳）があるものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

そのほか、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法が平成 24 年 1 月に施行され、裁判上の和解等が成立した方に対し、給付金等が支給されることになったが、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は毎日数多くの方が亡くなっており、現在は助成対象となっていない医療費にも助成を行うよう、早急に制度の拡充を図るべきである。

よって、武蔵野市議会は、貴職に対し、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 6 月 日

武蔵野市議会議長 与 座 武

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

あて